

山田みやこの活動報告

令和3年3月26日(金)

活動レポートを作成しました

2020年度、一年間の活動をレポートにまとめ、ご支援していただいている方々へ送付致しました。ホームページをご覧の方も見られるようにレポート掲載します。

栃木県議会議員

山田みやこ 活動レポート

あなたとともに

2021年春号
第10号

ホームページ <http://www.yamadamiyako.jp>

● 発行責任者	山田みやこ	● 事務所	〒320-0013
● TEL	028-624-7385		宇都宮市上大曾町 356-1
● FAX	028-623-7385	● メール	office.info@yamadamiyako.jp

2020年(令和2年): 農林環境委員会所属



山田みやこ 活動レポート

あなたとともに

ホームページ <http://www.yamadamiyako.jp>

- 発行責任者 山田みやこ ● 事務所 〒320-0013
- TEL 028-624-7385 宇都宮市上大曾町 356-1
- FAX 028-623-7385 ● メール office.info@yamadamiyako.jp

2020年(令和2年): 農林環境委員会所属



議員在職 15 年表彰

2020年(令和2)12月10日

県議会議員在職 15年の表彰をいただきました。



新型コロナウイルス感染症防止のための 3密の回避と手洗いを!!

- 1 換気の悪い密閉空間を避ける
- 2 人が密集をする場所を避ける
- 3 密接した近距離での会話を避ける

とちぎ県議会トピックス

〈一般質問(2020年12月14日)〉第369回通常会議(12月10日~12月25日)

新型コロナウイルス感染症により世界中の様相が一変してしまいました。日常の社会経済活動が物理的に分断され、孤立を生み出しの危機にまで及ぶくらい持続可能性が失われつつあります。どう阻止できるかお互いに手を差し伸べ合うことができるかが問われています。人類そして現代社会が今ほど試されている時はありません。一丸となって感染拡大防止に取り組み、安心・安全な日々を取り戻していきましょう。

質問においては、コロナの影響も加わりさらに県税収入が大きく減少し財政逼迫の中で、地方創生の推進、地域社会の維持、雇用の維持確保、県民の生活を守ることはもとより、人への投資(人づくり)をしっかりと取り組むために、不要不急の事業について大胆な見直しを行う県政運営を求めました。

※ 県議会および山田みやこのホームページにて詳しく掲載しています。

【一般質問項目】

① 知事5期目の県政運営について

VTR



② おいでよ!とちぎ館について



③ 婦人保護事業について



④ 「にんしん SOS」の設置について



⑤ 香料による化学物質過敏症への対策について



⑥ 自転車損害賠償責任保険等への加入促進について



第369回 通常会議
民主市民クラブ 山田 みやこ



〈新型コロナウイルス感染症「緊急事態宣言」発令〉令和3年1月14日~2月7日

発令中の11都府県のうち、栃木県のみが2月7日で解除を受け21日まで「特定警戒」になりました。22日からも引き続き3密感染リスクの高まる5つの場面での注意を!

〈2021(令和3)年度 県当初予算・政策推進要望を知事に提出〉2021年1月25日

県財政運営の健全化、ブランド力向上と発信力強化、婦人保護事業の見直し、子育て支援の充実(にんしん SOS 設置、児童相談所運営)、本県の環境の現状と課題克服、コロナ禍の医療提供体制充実と県民への情報発信、廃プラスチック循環推進の取組、観光関連産業への支援と需要回復、LRT 整備事業に関する検証、教育機会確保法の実践、種痘法改正に伴う本県種痘条例への影響ほか 18 項目



〈知事からの要望書に対する回答〉2021年2月5日

回答は噛み合ったものばかりではなく、もう少し踏み込んだ内容を期待しましたが残念。今後それぞれ進捗状況を確認していきます。
※知事からの回答を含め、山田みやこのホームページにて詳しく掲載しています。



〈第372回通常会議のトピックス〉2021年(令和3)2月17日~3月23日

2月19日 加藤正一議員が民主市民クラブの代表質問において、「JR宇都宮駅東のLRTが開業1年延期、総事業費が1.5倍の684億円に大幅な増額」と判明したことに対して知事に質問した。驚きと極めて不自然さを隠せない。県の責任の下、増額や変更増となったメニュー・積算内容等の結果公表と、県の整備補助金上限額が83億円と支援決定時の交付要領にあるため、いかなる理由においても総事業費の補助増額は行わないことをただした。知事は、当初見込みや調査に甘さがあった。割り切れない思いはあるが実情に即したもので、仮に追加支援要望があれば県議会の意見を聞き慎重に対応すると、今までの決定を曖昧にした。本来、県は県全域の公共交通を整備をしていく立場から、宇都宮市と芳賀町のLRT事業に対して、さらに過度な支援は県民からの理解は難しい。

上大曾てらこや食堂

コロナ感染拡大の影響によりやむを得ず一時期食堂を休止しましたが、その間配食という形で各家庭へお弁当を届け活動を継続。皆さまから食材、カンパ、手拭き用消毒綿をいただきました。ありがとうございました。

上大曾てらこや食堂
第2・4土曜日
午後6時~



政務活動報告① 栃木県地方議会女性議員連盟研修会「女性・ジェンダーの視点での避難所・避難生活を考える」2020年(令和2)8月6日オンライン研修

講師 浅野幸子氏 (減災と男女共同参画推進センター共同代表)

新型コロナウイルス流行下では、従来の災害+強化・上乗せが求められる
2020年男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン策定

〈7つの基本方針〉

- ① 平時から男女共同参画が基本
- ② 女性は「主体的な担い手」
- ③ 災害から受ける影響やニーズの男女の違いに配慮
- ④ 人権を尊重して安全・安心を確保
- ⑤ 女性の視点から連携・協働
- ⑥ 男女共同参画担当局・男女共同参画センターの役割を位置づける
- ⑦ 要配慮者への対応においても女性のニーズに配慮

《被災現場や減災において、男女共同の参画が欠かせない。》



政務活動報告② 全国自治体議員行財政自主研究会「2019年度決算をどう読むか」2020年(令和2)8月23日 オンライン研修

講師 菅原敏夫氏 (公益財団法人地方自治総合研究所研究員)

2019年度の決算は、2021年度の予算編成の重要な出発点、国の税収は大幅減
2019年度は地方自治にとって大きな転換点だった。
2019年度の決算審査のポイント

- ① 消費税が10%になった。
- ② 幼児教育・保育の無償化(19年度中は全額国費負担、今後どうなるか)
- ③ 国民健康保険財政が2018年度から都道府県を単位とする制度に変わった。
- ④ 介護保険事業計画第7期は2020年度までで給付の増加は続いている。
第8期はどうなるか。
- ⑤ 会計年度任用職員制度2020年度から開始。会計年度任用職員の処遇がどの程度変化したか費目が変わり会計上わからなくなる。
- ⑥ 固定資産台帳の更新の実態
- ⑦ 固定資産の正確な把握
- ⑧ 2019年度台風の甚大な被害による対策費の補正
- ⑨ 地方財政対策で河川の洪水浸漬地方債の創設
- ⑩ 監査基準の策定と内部統制基本方針の策定が2020/4/1に施行された。

《栃木県の2019年度の決算状況は、県税収入は2年連続で減、県債は令和元年度東日本台風に伴う災害復旧事業費の増等により発行額が増加、医療福祉関係経費は幼児教育の無償化や高齢化の進行で引き続き増加。経常収支比率は前年度より0.6ポイント上昇の95.2のため引き続き注意が必要。(数値が低いほど財政に余裕がある。))



菅原 敏夫氏プロフィール

公益財団法人地方自治総合研究所研究員
1951年生まれ。横浜国立大学大学院経済学研究科修了。自治体政策、地方財政専攻。
著書に『NPOと行政・協働の再構築』『岩波講座自治体の構想(3)政策』(共著)などがある。

■「相談支援業務の劣化とジェンダー秩序“非正規女性公務員の問題”の視点から」
講師 竹信三恵子氏(和光大学名誉教授)

相談支援業務を担うのは4人に3人は女性非正規公務員。女性の低賃金と不安定雇用では、DV被害者・被虐待児など社会的弱者への相談支援の劣化となる。

相談は幅広い知識が必要だが非常勤で相談は24時間365日、社会的に有用な仕事として自尊感情が持てるように改善すべき。

■「公務の非正規がもたらす社会のひずみ—相談業務はなぜ非正規化するのか」
講師 上林陽治氏(公益財団法人地方自治総合研究所研究員)

資格職・専門職というジョブ型雇用の非正規職化。正規職員の人事は異動が前提の総合職型で、研修後資格取得しても当該業務に留まる期待はない。専門性や資格職性を伴う相談業務は異動前提の人事制度と相容れない。非正規公務員の3/4は女性。日本は女性の公的部門の雇用を縮小し、女性割合の多いケアワークで非正規化が止め処なく進み、正規の女性労働参加を妨げてきた。

■「民間シェルター・DV相談支援分野の労働問題」
講師 小川真理子氏(東北大学准教授)

DV相談分野における公的相談員の待遇の不確定さがある。民間シェルターの相談員はさらに安定したまっとうな労働条件とは程遠く、「熱意」や「志」に支えられてきた。DVというジェンダーに特有な問題に取り組む民間シェルターの「労働」=「無償」のままでは行政による民間の搾取である。待遇改善が必要。

■「婦人保護事業から女性支援法へ—相談支援「労働」を問う—」
講師 戒能民江氏(お茶の水女子大学名誉教授)

婦人保護事業は売春防止法を根拠法とし、支援ではなく保護・更生とされ、圧倒的な脆弱ローカルルールにより運営。婦人相談員は当初から非正規であった。2017年の売春防止法改正により非常勤規定を削除されたが依然として全国で相談員1,500名のうち73%が非常勤となっている。多岐にわたる業務の兼務、業務に見合わない低賃金、不安定雇用、行政の組織的バックアップがないなど問題が顕在化している。業務内容に見合った賃金、専門性を担える体制や仕組み、正規職員化、婦人保護事業の第三者評価、被害者の人権保護と支援者の人権保障が不可欠である。

《講師の方々から、婦人相談員は専門性を持つ職業でありながら非正規労働から抜け出せない現状があり、女性の社会的課題が顕在化された。現実的に女性の活躍できる社会づくりに取り組んでいかなければならないことを痛感した。何としても女性自立支援法の制定をめざさなければならない。》

日時 2020年9月13日(日) 9:30~17:00

オンライン開催 大会本部:お茶の水女子大学

参加費:無料 HP参加申し込みフォームからお申し込みください。

自由論議:9:30~11:35

丸読論議:13:00~17:00

「相談支援」という労働
—公的ケアの搾取と非正規化



■「危機に負けない居場所づくり—子どもの食堂の実践から—」

討論者 湯浅誠氏(全国子ども食堂支援センターむすびえ理事長)・松島洋子氏(宇和島市「ぐらんま子ども食堂」運営)

コロナ禍において全国の子ども食堂の開催率は地域差がある。ボランティアが集まらない、フードパントリー(配布)には3~5倍の費用がかかる、長期化で疲れが溜まっている。そのような中で、「ぐらんま子ども食堂」を再開した松島氏は、学校経由でひとり親家庭に「LINE@」登録し、チラシも配布しフードパントリー(配布)を105世帯へ。ひとり親家庭の子どもに春休みの一週間毎日弁当配達を5世帯11人へ行った。さらに、弁当や食料品が当たるウェブアンケート(ごちそうさまプロジェクト)を601世帯に実施した。これらは、「企業」や「むすびえ」からの現物提供や助成金で賄われた。〈湯浅氏から〉誰一人取り残さない世界の実現のために、日常的に地域の方と繋がりがあがり皆さんどうぞという場所で、平時のつながりを作っておくことが、非常時のセーフティネットとなる。あたり前の日常がありがたいとコロナ禍の中で体感した。どんな時も繋がりを続けよう。新たな地域の繋がりをつくり必要なものを取り込むことがSDGsの本質になる。

《平時からの繋がりを持つ顔の見える場所としての子ども食堂が増えていくことで、孤立する子どもたちを作らないことになる。全国各地で工夫実践している子ども食堂があることが嬉しい。上大曾たらこや食堂もそのひとつ。》

■講師 坂東真理子氏(昭和女子大学総長)

価値観の大きな変化が起き、リーダーシップスタイルが変化している。女性の適正に対するアンコンシャス・バイアス(無意識の偏見)を変える。アンコンシャス・バイアスとは、女性は責任ある地位につかたがらない、女性は真面目に勉強するので試験には強いが伸びしろが小さい、女性は責任ある地位につくと男性・女性から嫉妬されるなど。アンコンシャス・バイアスを実例を見せることで変えていく。一人ひとりが自分たちの行動によって社会を支える。それぞれ能力の発揮は違っていていい。女性の働きやすい職場は創造的な才能が発揮できる職場で、努力や意欲で一步踏み出し多様な生涯学習の機会を持つこと。女性リーダーの割合を増やすことが目的ではなく、社会課題に取り組み、現実を変えるリーダーが必要。今までと異なる価値を実現するリーダーを女性に期待する。

《女性に対して素晴らしいエールをいただいた。まず行動を！》

■ 講師 中村みちよ氏 (一般社団法人フリースペースつなぎ代表理事)

宮城県の中学生不登校者率は全国1位(2012~2018調査)7割以上の児童生徒は学校に戻ることができないでいる。日本の学校教育制度は1960年頃から高度経済成長に伴い、高学歴化・点数競争過激化・一斉授業・集団行動・制服着用・管理教育等、時代の多様化に合わなくなってきている。制度疲労を起こしているのではないかと「想像力・自己決定力」を育む多様な教育の場が必要。ギリギリまで学校に行こうとする子、親も頑張って学校に行かせようとする。学校に行けなくなった時はもうギリギリの状態。この状態で学校へ行かせるということは、猛獣がいるようなジャングルにもう一度子どもを戻すようなもの。

一番は子どもが苦しみ自殺にも繋がる可能性がある。ひきこもりの増加、学習機会の欠如、少子化の一方で社会的な損失になる。2017年12月不登校の子どもたちの教育の機会を十分に保証する法律「教育機会確保法」が制定され、2019年10月学校に登校する結果のみを目標とするのではなく、休養や自分を見つめ直すことで社会的に自立することをめざすと文部科学省は通知した。

宮城県内の民間団体、教育委員会、行政などのネットワーク(みやぎネットワーク)をつくり、子どもが選択できる多様な居場所が保証される地域社会をめざした。

フリースペースつなぎは、クラウドファンディングの資金により、「みやぎ居場所マップ」をつくり、民間のフリースクールや行政のけやき教室など県内小中学校に1万枚を配布して周知をした。さらに、緊急みやぎ不登校4,000人アンケートをSNSで実施した。県議会の協力も得て、コロナ禍でのフリースクールへの学習指導員1名の配置も実現した。

《本県においてもフリースクールへの理解が進み、教育委員会と連携し学校以外の学びの場づくりを進めていかなければならない。》



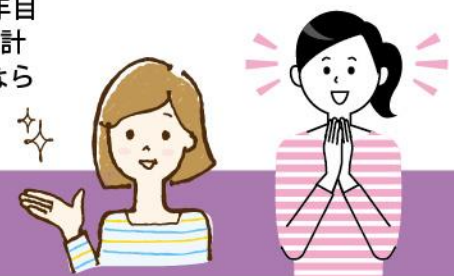
① 世界のDV対策

- 欧州で広がるワンストップセンター型DV・虐待・性暴力窓口「ファミリー・ジャスティス・センター方式」
- 被害当事者が必要なすべての支援にアクセスできる。
- 被害当事者の安全性を高める。加害者に責任を取らせる。
- 被害者とその家族は法的助言法・住居支援・医学的根拠の採取・移動支援・トラウマへの対処などの支援を受けることができる。
- 2011年欧州評議会で採択された「イスタンブール条約」に基づいている。現在ヨーロッパを中心に30カ国以上が批准している。日本は欧州評議会オブザーバー国なので批准できる。

② 日本のDV対策

- 1990年代から民間団体がマンションの一室や一軒家を借り運営。無償ボランティアで財政難、人材難。活動は相談、利用できる社会資源の提供と同行支援、シェルターでの一時保護、自立に向けた中期的(3ヶ月~1年)生活支援のステップハウスの提供と見守り。
- 公的な支援は、都道府県の婦人相談所が行っている。配偶者暴力相談センターも併設され、様々な経路からのDV相談が寄せられている。一時保護されにくく地域によって支援基準が違う。所持金があったりメンタル不調だと保護されにくく、DVだけでなく家族からの虐待など18歳以下の若年女性の利用に向いてない。男性やトランスジェンダー当事者など対応できないなど課題がある。
- 厚生労働省は、2019年10月「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」を設置し、内閣府は「女性に対する暴力に関する専門調査会」を設置し、DV法改正を含め改善に向けた議論をしている。

《本県はDV対策の中核機関「とちぎ男女共同参画センター」が今年度で10年目を迎え、DV基本計画(第3次改定版)も来年度で目標年度を迎える。次期基本計画に向けて様々な角度から、民間団体の意見も取り入れ見直しを図らなければならない。》



皆さまからのご意見、ご要望をお待ちしております。
なんでも結構ですのでお寄せ下さい。